

○斜里町議会議会中継実施要綱（改正前）

平成 26 年 3 月 26 日

議会要綱第 2 号

改正 平成 28 年 6 月 23 日議会要綱第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、斜里町議会がより開かれた議会を推進するために行う議会中継に関し、必要な事項を定めるものとする。

（配信方法）

第 2 条 映像はインターネットにより配信する。

（映像の種類）

第 3 条 配信する映像の種類は、次のとおりとする。

（1） ライブ中継

（2） 録画中継

（配信内容）

第 4 条 配信を行う会議は、本会議とする。ただし地方自治法第 115 条第 1 項の規定による秘密会は中継を行わない。

（録画中継の配信）

第 5 条 録画中継は、斜里町議会ホームページに掲載し、本会議閉会后おおむね 1 週間以内に配信するものとする。

2 録画中継を配信する期間は、当該会議が終了した日からおおむね 3 か月とする。

3 録画中継の配信にあたっては、閲覧しやすいように区切りを設けるものとする。

4 発言の取消し等があった場合は、必要な編集を行うものとする。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めのない事項は、議会広報常任委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年議会要綱第 1 号）

この要綱は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

斜里町議会議会中継実施要綱改正（案）

第1条 この要綱は、斜里町議会がより開かれた議会を推進するために行う議会中継に関し、必要な事項を定めるものとする。

（配信方法）

第2条 映像はインターネットにより配信する。

（映像の種類）

第3条 配信する映像の種類は、次のとおりとする。

- （1） ライブ中継
- （2） 録画中継

（配信内容）

第4条 配信を行う会議は、本会議**及び第2項、第3項に規定する委員会とする。**

ただし地方自治法第115条第1項の規定による秘密会は中継を行わない。

2 中継を配信する委員会は議案等の審査のため、定例会議前に開催される総務文教・産業厚生両常任委員会並びに議会運営委員会とする。

3 特別委員会が設置されたとき、委員長は必要と判断した場合、委員会に諮り中継を配信できるものとする。

（録画中継の配信）

第5条 **録画中継は、斜里町議会ホームページに掲載し、会議終了後、本会議においてはおおむね1週間、委員会においては5日以内に配信するものとする。**

2 録画中継を配信する期間は、当該会議が終了した日からおおむね**4年間**とする。

3 録画中継の配信にあたっては、閲覧しやすいように区切りを設けるものとする。

4 発言の取消し等があった場合は、必要な編集を行うものとする。

5 中継は本会議においては議長、委員会においては委員長が副委員長の意見を聞き、中継の配信をしないことができるものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めのない事項は、議会広報常任委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は公布の日から施行する。

斜里町議会議会中継実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(配信内容)</p> <p>第4条 配信を行う会議は、<u>本会議とする。</u>ただし地方自治法第115条第1項の規定による秘密会は中継を行わない。</p> <p>(録画中継の配信)</p> <p>第5条 録画中継は、斜里町議会ホームページに掲載し、<u>本会議閉会后おおむね1週間以内に配信するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(配信内容)</p> <p>第4条 配信を行う会議は、<u>本会議及び第2項、第3項に規定する委員会とする。</u>ただし地方自治法第115条第1項の規定による秘密会は中継を行わない。</p> <p><u>2 中継を配信する委員会は議案等の審査のため、定例会議前に開催される総務文教・産業厚生の両常任委員会並びに議会運営委員会とする。</u></p> <p><u>3 特別委員会が設置されたとき、委員長は必要と判断した場合、委員会に諮り中継を配信する。</u></p> <p>(録画中継の配信)</p> <p>第5条 録画中継は、斜里町議会ホームページに掲載し、<u>会議終了後、本会議においてはおおむね1週間、委員会においては5日以内に配信するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>中継は本会議においては議長、委員会においては委員長が副委員長の意見を聞き、中継の配信をしないことができるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は公布の日から施行する。</p>